

意匠審査基準改訂の方針について（案）

1. 意匠審査基準の役割及び沿革

意匠審査基準は、出願の審査が一定基準に従って、公平・妥当かつ効率的に行われるように、意匠法等の関連する法令の適用について、現時点で最善と考えられる基本的考え方をまとめたものとなっている。法規範にはあたらないが、審査官の審査における判断基準であるとともに、ユーザーの意匠権管理や意匠登録出願を行う際の指標としても活用されている。

古くは昭和5年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和34年改正意匠法に対応すべく昭和43年6月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約30年以上にわたり活用されてきた。その後、平成10年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成11年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一した運用が図られてきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、平成14年に既存の「意匠審査基準」、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに現在の意匠審査基準の初版が発行された。

以来、法律改正に対応するとともにユーザーニーズやユーザーの手続の利便性向上に対応する形で、部分的な改訂を行ってきている。

2. 現行意匠審査基準の構成等に係る課題

現在の意匠審査基準は、上記のとおり平成14年以来、累次の部分的改訂を重ねてきており、全体の構成が複雑なものとなっている。

また、記載の内容について、ユーザーから、より分かりやすく、簡潔な記載を求める声もある（参考1）。今般の意匠法改正によって、意匠法の保護対象が拡充し、新たに意匠制度を活用しようとするユーザーが参照することを考慮すると、意匠制度に不慣れなユーザーにも参照しやすい明解な記載であることが望まれる。

加えて、近時は一つの製品について、ユーザーが特許権や実用新案権、意匠権等を組み合わせて活用する傾向にあるが、出願の際、ユーザーがともに参照する特許・実用新案審査基準と意匠審査基準では、現状その構成が異なるものとなってい

る（参考 2 及び参考 3）。特に、特許・実用新案審査基準においては、各項目の冒頭に概要や基礎となる考え方が明記されているが、意匠審査基準においては、そのような記載が無い項目もあることから、制度に不慣れなユーザーにとっては、体系的な理解が難しいとの声もある。

そこで、今回の法改正に則し、意匠審査基準の改訂を行う事項が多岐にわたることから、この機会に、上記各問題を解消し、ユーザーにとっても、審査官にとっても参照しやすいものとするために、明確化及び簡潔化の観点から意匠審査基準の構成と記載の内容について、見直しを行ってはどうか。

参考 1：ユーザーから寄せられた意見

「平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究報告書 平成 29 年 3 月」におけるユーザーへのアンケート調査において、ユーザーから、「日本の「審査基準」は過度に完璧を求めすぎており、あまりに詳細である。もっと一般的な表現にするべき。」との声が寄せられている。

参考 2：意匠審査基準と特許審査基準の全体の構成比較

■ 現行意匠審査基準の構成	■ 特許審査基準の構成
第1部 願書・図面 第1章 意匠登録出願 第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定 第2部 意匠登録の要件 第1章 工業上利用することができる意匠 第2章 新規性 第3章 創作非容易性 第4章 <u>先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外</u> 第3部 <u>新規性の喪失の例外</u> 第4部 <u>意匠登録を受けることができない意匠</u> 第5部 <u>一意匠一出願</u> 第6部 <u>先願</u> 第7部 個別の意匠登録出願 第1章 <u>部分意匠</u> 第2章 組物の意匠 第3章 関連意匠 第4章 画像を含む意匠 第8部 願書・図面等の記載の補正 第1章 補正 第2章 補正の却下 第9部 特殊な意匠登録出願 第1章 意匠登録出願の分割 第2章 出願の変更 第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例 第4章 補正後の意匠についての新出願 第10部 パリ条約による優先権等の主張の手続 第11部 国際意匠登録出願 第12部 <u>審査の進め方</u> 第1章 <u>概論</u> 第2章 <u>名論</u> 第13部 その他 第1章 特徴記載書	第I部 審査総論 第1章 <u>審査の基本方針と審査の流れ</u> 第2章 <u>審査の手順</u> 第II部 明細書及び特許請求の範囲 第1章 発明の詳細な説明の記載 第2章 特許請求の範囲の記載 第3章 <u>発明の単一性</u> 第III部 特許要件 第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性 第2章 <u>新規性・進歩性</u> 第3章 <u>拡大先願</u> 第4章 <u>先願</u> 第5章 <u>不特許事由</u> 第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 第1章 補正の要件 第2章 新規事項を追加する補正 第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正 第4章 目的外補正 第V部 優先権 第1章 <u>パリ条約による優先権</u> 第2章 <u>国内優先権</u> 第VI部 特殊な出願 第1章 特許出願の分割 第2章 出願の変更 第3章 <u>実用新案登録に基づく特許出願</u> 第4章 <u>先願参照出願</u> 第VII部 外国語書面出願 第1章 外国語書面出願制度の概要 第2章 外国語書面出願の審査 第VIII部 国際特許出願 第IX部 特許権の存続期間の延長 第X部 実用新案 第1章 <u>実用新案登録の基礎的要件</u> 第2章 <u>実用新案技術評価</u>

※ 現状では意匠審査基準と特許・実用新案審査基準の構成は一部異なっている（主に下線を表した箇所）。

参考 3：意匠審査基準と特許審査基準の各章の構成比較

意匠審査基準の各章の構成

第 3 章 創作非容易性

23 関連条文

意匠法
第三条
(第 1 項略)

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

＜ 中 略 ＞

23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例 1】

その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠
「ガスタブ兼用こころ」

置 換

特許・実用新案審査基準の各章の構成

第 2 節 進歩性

1. 概要

概要

特許法第 29 条第 2 項は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下この部において「当業者」という。）が先行技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明（進歩性を有していない発明）について、特許を受けることができないことを規定している。

当業者が容易に発明をすることができたものについて特許権を付与することは、技術進歩に役立たず、かえってその妨げになるからである。

この節では、特許を受けようとする発明の進歩性の判断、すなわち、その発明が先行技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるか否かの判断を、どのようにするかについて取り扱う。

2. 進歩性の判断に係る基本的な考え方

基本的な考え方

進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理的構築（論理付け）ができるか否かを検討することにより行う。

当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたか否かの判断には、進歩性が否定される方向に働く諸事実及び進歩性が肯定される方向に働く諸事実を総合的に評価することが必要である。そこで、審査官は、これらの諸事実を法的に評価することにより、論理

＜ 中 略 ＞

3. 進歩性の具体的な判断

判断手法・事例

審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、以下の(1)から(4)までの手順により、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。審査官は、独立した二以上の引用発明を組み合わせると主引用発明としてはならない。

審査官は、特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、進歩性の有無を判断する。

＜ 中 略 ＞

進歩性が否定される方向に働く要素	進歩性が肯定される方向に働く要素
<ul style="list-style-type: none"> 主引用発明に副引用発明を適用する動機付け (1) 技術分野の関連性 (2) 課題の共通性 (3) 作用、機能の共通性 (4) 引用発明の内容中の示唆 主引用発明からの設計変更等 先行技術の単なる寄せ集め 	<ul style="list-style-type: none"> 有利な効果 阻害要因 例：副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等

図 論理付けのための主要要素

＜ 中 略 ＞

＜関連規定＞

特許法
(特許の要件)
第 29 条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

関連条文

※ 意匠審査基準では参照事項が冒頭に記載されており、次いで考え方や判断手法が記載されている。特許・実用新案審査基準では、冒頭に概要や基礎となる考え方が記載されており、詳細な内容や参照事項は、各章の末尾に記載されている。

4. 意匠審査基準等の改訂の方針【審議事項】

上記の各課題及びユーザーからの声をふまえ、意匠審査基準の改訂方針を以下のとおりとしてはどうか。

①部分意匠に関する個別の章の削除と他の章への組み込み

通常在意匠とは異なる個別の意匠に適用する審査基準として設けていた部分意匠の章を削除し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合に留意すべき事項については、各章の該当箇所において、それぞれ明記することとしてはどうか。

本年（令和元年）5月の改正意匠法施行規則の施行により、部分意匠について、願書に「部分意匠」の欄を設けることにより全体意匠と異なる出願形式とする必要が無くなった。加えて、本年の意匠法改正により、組物の意匠についても部分意匠が認められることとなった。

現行意匠審査基準においては、他の通常意匠と異なる取扱いを行う個別の意匠審査基準の章として、部分意匠の章を設けている。しかしながら、上記の各法令改正等により、部分意匠と全体意匠について、審査上異なる取扱いをする必要が無くなっている。

また、現行意匠審査基準においては、部分意匠の章を他の章とは別個に設けていることから、他の各章において、各条文の適用を部分意匠の場合にどのように行うかについて、部分意匠の章と相互参照する記載を設ける形式をとっている。よって、参照性が悪く、かつ、各章と部分意匠の章の間で、一部重複した記載を行う必要も生じ、意匠審査基準全体の長文化にもつながっている。

これらの点を踏まえ、今後は部分意匠について、上記の構成としてはどうか。

②全体の構成の見直し

全体の構成について、現行意匠審査基準の条文の順序に従った記載順序を改め、全体像を理解しやすく、かつ、審査等において考慮すべき事項の順とした構成としてはどうか。

現行審査基準の全体構成は、意匠法の各条文の順序に従い、各条の審査基準を順に記載したものとなっている。そのため、意匠法の各条の趣旨を十分理解した上で参照する際には平易な構成であるものの、意匠制度に不慣れなユーザーにとっては、そのまま通読しても、意匠審査基準の全体像を把握することが難しい構成とな

っている。

そこで、現在の条文の順序に従った記載順序を改め、意匠審査基準の全体像を理解しやすく、かつ、審査等において考慮すべき事項の順とした構成としてはどうか。

また、近時は一つの製品について、ユーザーが特許権や実用新案権、意匠権等を組み合わせて活用する傾向にあることを考慮し、意匠審査基準の構成を、特許・実用新案審査基準と親和性のある構成としてはどうか。

上記の各課題に対応し、具体的には、全体構成を以下の左列のとおりとしてはどうか（参考4）。

参考4：意匠審査基準の全体構成案

■ 新意匠審査基準の構成（案）

第I部	審査総論
第1章	意匠審査の基本方針と審査の流れ
第2章	意匠審査の手順
第II部	意匠登録を受けようとする意匠の認定
第1章	意匠登録を受けようとする意匠の認定
第2章	意匠ごとの出願
第III部	意匠登録の要件
第1章	工業上利用することができる意匠 (意匠該当性、具体性、工業上の利用可能性)
第2章	新規性
第3章	創作非容易性
第4章	新規性喪失の例外
第5章	先願意匠の一部と同一又は類似の 後願意匠の保護除外
第6章	先願
第7章	意匠登録を受けることができない意匠
第IV部	個別の意匠登録出願
第1章	画像を含む意匠
第2章	建築物の意匠
第3章	組物の意匠
第4章	内装の意匠
第V部	関連意匠
第VI部	補正
第1章	補正
第2章	補正の却下
第VII部	優先権
第VIII部	特殊な出願
第1章	意匠登録出願の分割
第2章	出願の変更
第3章	特許協力条約に基づく国際出願に係る 出願の変更の特例
第4章	補正却下後の意匠についての新出願
第VIII部	国際意匠登録出願
第IX部	その他
第1章	特徴記載書

■ 特許審査基準の構成

第I部	審査総論
第1章	審査の基本方針と審査の流れ
第2章	審査の手順
第II部	明細書及び特許請求の範囲
第1章	発明の詳細な説明の記載
第2章	特許請求の範囲の記載
第3章	発明の単一性
第III部	特許要件
第1章	発明該当性及び産業上の利用可能性
第2章	新規性・進歩性
第3章	拡大先願
第4章	先願
第5章	不特許事由
第IV部	明細書、特許請求の範囲又は図面の補正
第1章	補正の要件
第2章	新規事項を追加する補正
第3章	発明の特別な技術的特徴を変更する補正
第4章	目的外補正
第V部	優先権
第1章	パリ条約による優先権
第2章	国内優先権
第VI部	特殊な出願
第1章	特許出願の分割
第2章	出願の変更
第3章	実用新案登録に基づく特許出願
第4章	先願参照出願
第VII部	外国語書面出願
第1章	外国語書面出願制度の概要
第2章	外国語書面出願の審査
第VIII部	国際特許出願
第IX部	特許権の存続期間の延長
第X部	実用新案
第1章	実用新案登録の基礎的要件
第2章	実用新案技術評価

③各章内の記載項目の順序の見直し

各章内における各々の記載項目の順序について、関連条文や字句の解釈等の参照事項を冒頭に記載し、後段で判断指針となる項目を記載する現行意匠審査基準の記載順序を改め、冒頭に各条文の概要と判断の基軸となる考え方を明記することとしてはどうか。

現行意匠審査基準においては、各章において、冒頭に（ア）関連条文、次いで（イ）字句の解釈を記載した上で、後段で（ウ）判断の基礎となる考え方や（エ）事例を記載する構成となっている。章によっては、（ウ）の判断の基礎となる考え方を示すことなく、（ア）関連条文、（イ）字句の解釈及び（エ）事例のみによって構成される章もある。

現在の構成は、意匠制度の内容をよく理解した上で、字引的に参照するのには適しているものの、短時間で各条文の趣旨を平易に理解することは難しいのではないかとの指摘もある。

また、現在の構成は、特許・実用新案の構成と大きく異なっており（前掲参考3）、上記③と同様に、特許・実用新案制度と意匠制度とをいずれも活用するユーザーにとっては、参照しにくいものとなっている。

そこで、これら各課題に対応するため、各章内の記載項目の順序を上記のとおりとし、冒頭に各条文の概要と判断の基軸となる考え方を明記してはどうか。具体的には、以下のような章内構成（参考5）としてはどうか。

参考5：意匠審査基準の全体構成案

- 1 当該条文の概要
↓
- 2 判断の基礎となる考え方
↓
- 3 字句の解釈及び
判断の基礎となる考え方を理解する上で必須となる事例
↓
- 4 関連条文

④記載内容の簡潔化・明瞭化

各記載内容について、詳細な内容の記載項目や手続的な事項は、意匠審査便覧等に記載することとし、意匠審査基準全体の記載内容の簡潔化を図ってはどうか。また、今後新規ユーザーが参照することを考慮し、記載文の内容や用語使いについても、より平易かつ明瞭なものとしてはどうか。

現行意匠審査基準の記載内容は、多くの審査上の考慮事項を網羅的に記載しており、字引的な利便性が高い内容となっている。

他方、ユーザーからは、内容が詳細に過ぎ、より分かりやすく、簡潔な記載を求める声もある（前掲参考1）。

そこで、詳細な内容の記載項目や手続的な内容については、意匠審査便覧等において明記することとし、意匠審査基準の内容は、簡潔で、より分かりやすい内容のものとしてはどうか。

また、新規ユーザーにとっても参照しやすいものとする、海外ユーザーへの情報発信や各国・地域の知的財産権庁との情報交換等を考慮し、意匠審査基準の外国語への翻訳の容易化のため、各文の記載について、平易な言葉遣いにするとともに、主語を明記することとしてはどうか。

5. 改訂後の意匠審査基準と意匠審査便覧等との関係

以上の意匠審査基準の改訂方針に則し、改訂後の意匠審査基準と意匠審査便覧との関係を以下のように整理してはどうか。また、意匠審査便覧については、引き続き以下のように整備してはどうか。

（1）意匠審査基準

現行意匠審査基準と同様に、法規範にはあたらないものであるが、意匠法等の関連する法律の適用についての基本的な考え方をまとめたものとする。当該基本的な考え方を理解する上で必須となる事例については、意匠審査基準上に引き続き記載することとし、より理解を深めるためのその他の事例については、意匠審査便覧へ移行し、裁判例の動向や出願傾向等に則して機動的な充実化が図れるようにしてはどうか。

（2）意匠審査便覧

意匠審査便覧は、意匠審査業務を遂行するにあたり、必要となる手続的な事項や留意事項をまとめたものとなっている。今後は、審査基準で示された考え方を深く理解する上で有用となる裁判例等を掲載してはどうか。

以上